

関係業者 各位

## ポスター作成業務に関する一般競争入札

■担当者：広報室 荒井（あらい）・上田（うえだ）

連絡先：電話 03-3519-2361 E-MAIL : kouhou@jpaa.or.jp

■概要

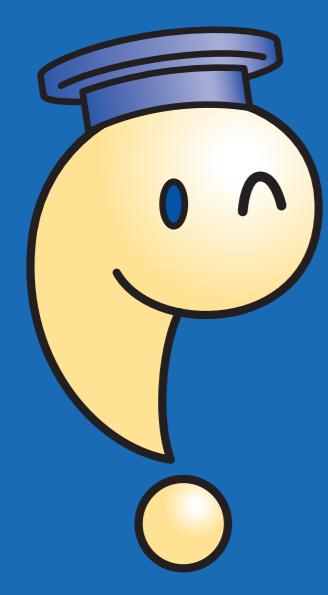
依頼業務	<p>■ポスターの作成業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ポスター図案の作成</li> <li>●キャッチコピーの作成</li> <li>●ポスターの印刷</li> </ul>								
提供予定データ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会のマスコットキャラクターの図案(ai 又は jpeg 形式) (参考)</li> <li>2. 当会ロゴデータ</li> </ol>								
仕 様	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポスター図案の作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・図案の基本的なイメージは弊会指定のキャラクターを予定</li> <li>・完成したデザインは、ai データにて納品</li> </ul> </li> <li>●キャッチコピーの作成</li> <li>●ポスターの印刷 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>印刷枚数 400 枚 (予定)</u></li> <li>・B2 サイズ、コート紙 135k、フルカラー印刷</li> <li>・色校正あり</li> </ul> </li> </ul>								
納 品	弁理士会館（東京都千代田区霞が関 3-4-2）2階								
提出書類	<p>① お見積書（デザイン費・印刷費の内訳を記載のこと）      ② デザインラフ案      ③ 会社概要（記載必須事項(1)従業員数、(2)印刷・製本業務年数、(3)類似業務の実績、(4)当会または官公庁との契約実績）</p>								
提出期限	令和2年 1月 7日（火）正午								
提 出 先	弁理士会館（東京都千代田区霞が関 3-4-2）2階 広報・支援室 荒井・上田あて								
選定基準	総合評価落札方式								
予 定	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">・ 1月中旬</td> <td style="width: 70%;">結果のご連絡</td> </tr> <tr> <td>・ 2月中旬</td> <td>デザイン案の決定</td> </tr> <tr> <td>・ 3月上旬</td> <td>デザインの最終確定</td> </tr> <tr> <td>・ 3月下旬</td> <td>納品</td> </tr> </table> <p>(※場合によっては実施が先送りになる可能性がございます。予めご了承ください。)</p>	・ 1月中旬	結果のご連絡	・ 2月中旬	デザイン案の決定	・ 3月上旬	デザインの最終確定	・ 3月下旬	納品
・ 1月中旬	結果のご連絡								
・ 2月中旬	デザイン案の決定								
・ 3月上旬	デザインの最終確定								
・ 3月下旬	納品								

備 考	<p>(全体的な要望点)</p> <p>1 本ポスターに関する著作権を日本弁理士会に帰属することを条件とします。</p> <p>2 当会では事業費の削減に取り組んでいることを何卒ご理解ください。</p> <p>3 落札額等のお問合せにはお答えできません。ご了承ください。</p> <p>4 初回入札の業者様につきましては、お見積書とともに会社概要のご提出をお願いいたします。</p> <p>(デザインについての要望点)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会のマスコットキャラクターのはっぴょん（以下はっぴょん）のイラストもしくは当会で作成した着ぐるみを用いてください。 (<a href="https://www.jpaa.or.jp/character">https://www.jpaa.or.jp/character</a> 参照)</li> <li>2. 前回のポスターとは異なる雰囲気を持つポスターを希望しております。 (添付資料 1 参照)</li> <li>3. 前回のポスターの下半分の説明欄はそのまま用いてください。 (添付資料 1 参照)</li> <li>4. はっぴょんのバリエーションは、広報センター用意のリストの中の範囲もしくは、はっぴょん（画像）の使用時のガイドラインに定めた範囲内の改変を行ったものに限ります（添付資料 2 参照）。<b>改変の参考として下記 web ページをご参照ください。</b> <a href="https://www.jpaa.or.jp/character">https://www.jpaa.or.jp/character</a></li> </ol> <p>(キャッチコピーについての要望点)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 知的財産については弁理士に相談してほしいということをアピールできるキャッチコピーを3～4案程度作成してください。</li> <li>2. 可能であれば、いずれかの位置にははっぴょんの名前の由来となる「アイデアが「はっ」と湧いたら「ぴょん」と弁理士に相談してね」の文言およびはっぴょんの名称を記載してください。</li> </ol>
-----	--

弁  
理  
士  
を  
知  
つ  
て  
い  
ま  
す  
か  
?



小川 夏果



はっぴょん®

大切なアイデアやブランド等(知的財産)を守ります  
ご相談は国家資格で安心の「**弁理士**」へ

弁理士がご相談に応じます。くわしくはホームページまたはお電話を。

日本弁理士会

検索

TEL. 03-3581-1211

月曜～金曜 / 9:00～17:00

!  
違法業者にご注意ください。違法業者に依頼した場合、アイデアやブランド等が適正に守られないことがあります。

弁  
理  
士  
さ  
ん  
に  
○  
相  
談  
し  
た  
の  
?



小川 夏果



はっぴょん®

大切なアイデアやブランド等(知的財産)を守ります  
ご相談は国家資格で安心の「**弁理士**」へ

弁理士がご相談に応じます。くわしくはホームページまたはお電話を。

日本弁理士会

検索

TEL. 03-3581-1211

月曜～金曜 / 9:00～17:00



違法業者にご注意ください。違法業者に依頼した場合、アイデアやブランド等が適正に守られないことがあります。

# 添付資料②

2016年2月4日

## はっぴょん（画像）の使用時のガイドライン

日本弁理士会 広報センター 第一事業部

### 1. はじめに

本ガイドラインは、内規第100号「日本弁理士会ロゴマーク等の著作権使用規程」に規定する特定著作物（3）及び（4）の日本弁理士会のマスコットキャラクターである「はっぴょん」を使用する際に当たっての注意事項を示したもので

す。

### 2. 使用できる画像について

（1）「はっぴょん」の画像を使用する場合、原則として下記に示す画像のみ使

用することができます。

特定著作物（3）

【はっぴょん一覧①】

記号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Hロゴ									
変更可能な範囲	1. 全体色の選択 2. 色の変更								
	10	11	12	13	14	15	16	17	18
Hロゴ									
変更可能な範囲	1. 全体色の選択 2. 色の変更								

特定著作物（4）

【はっぴょん一覧②】

記号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Hロゴ									
変更可能な範囲	1. 色の選択 2. 色の変更	1. 色の選択 2. 色の変更							
Hロゴ									
変更可能な範囲	1. 色の選択 2. 色の変更	1. 色の選択 2. 色の変更	1. 色の選択 2. 色の変更	1. 色の選択 2. 色の変更	1. 色の選択 2. 色の変更	1. 色の選択 2. 色の変更	1. 色の選択 2. 色の変更	1. 色の選択 2. 色の変更	1. 色の選択 2. 色の変更
Hロゴ									
変更可能な範囲	1. 色の選択 2. 色の変更 3. 文字の変更 4. 地面の変更 5. 頭部の変更	1. 色の選択 2. 色の変更 3. 文字の変更 4. 地面の変更 5. 頭部の変更	1. 色の選択 2. 色の変更 3. 文字の変更 4. 地面の変更 5. 頭部の変更						
Hロゴ									
変更可能な範囲	1. 色の選択 2. 色の変更 3. 文字の変更 4. 地面の変更 5. 頭部の変更	1. 色の選択 2. 色の変更 3. 文字の変更 4. 地面の変更 5. 頭部の変更	1. 色の選択 2. 色の変更 3. 文字の変更 4. 地面の変更 5. 頭部の変更						

（2）ただし、以下の場合は変更して使用することができます。

i) 「はっぴょん」全体を縦横同じ比率で拡大縮小する場合

ii) あらかじめ変更可能な範囲が示されている場合であって、その範囲内で「はっぴょん」を変更する場合

### 3. 画像の変更を行う場合について

#### (1) 使用申請書の提出

上記2.(1)及び2.(2)以外の形で変更して使用する場合には、申請書に以下の事項を記入して日本弁理士会事務局に提出してください。

i) 氏名又は名称

ii) 住所又は居所

iii) 登録番号（その者が本会の会員である場合に限る。）

iv) 変更しようとする特定著作物の分類（はっぴょん）

v) 変更後の態様（変更後の使用状態を示す画像等）

#### (2) 変更可能な範囲について

原則として、「「はっぴょん」の品位を保てる範囲」及び「「はっぴょん」の同一性を保てる範囲」においてのみ変更することができます。

以下に示すような変更は認められません。

例1) 「はっぴょん」の家族、友達等のバリエーションを作成する変更

例2) 「はっぴょん」であるか否かの認識が困難になるような変更

例3) 日本弁理士会の信用又は品位を害するものと認められる変更

例4) 公序良俗を害する恐れのある変更

例に示したもの以外の変更であっても、日本弁理士会が「「はっぴょん」の品位を保てる範囲」及び「「はっぴょん」の同一性を保てる範囲」を越えた変更であると判断した場合には、その変更は認められません。

### 4. 動画で使用する場合について

(1) 「はっぴょん」の画像を動画で使用する場合にはさらに以下に示すような変更は認められません。

例1) 「はっぴょん」に声を付けること。但し、はっぴょんの動きに合わせて効果音を付けることは可能です。